

基本目標1：「住んでいたい、住んでみたくなる魅力ある東通村の住環境」の創生について

1. 空き家バンク制度 (No.15)
2. 廃校舎利活用事業 (No.31)

1. 空き家バンク制度 (№15)

1. 目的・目標

- ・利活用可能な物件を利用希望者が活用することで、建物を適切に維持することができ、自治体や住民の負担を軽減する。
- ・さらに、地方への移住・定住希望者にとっては、仕事探しと同等に住居探しが難しいため、地域に眠る有用な空き家を利用してもらうことで、人口の増加に寄与する。

2. 取組状況

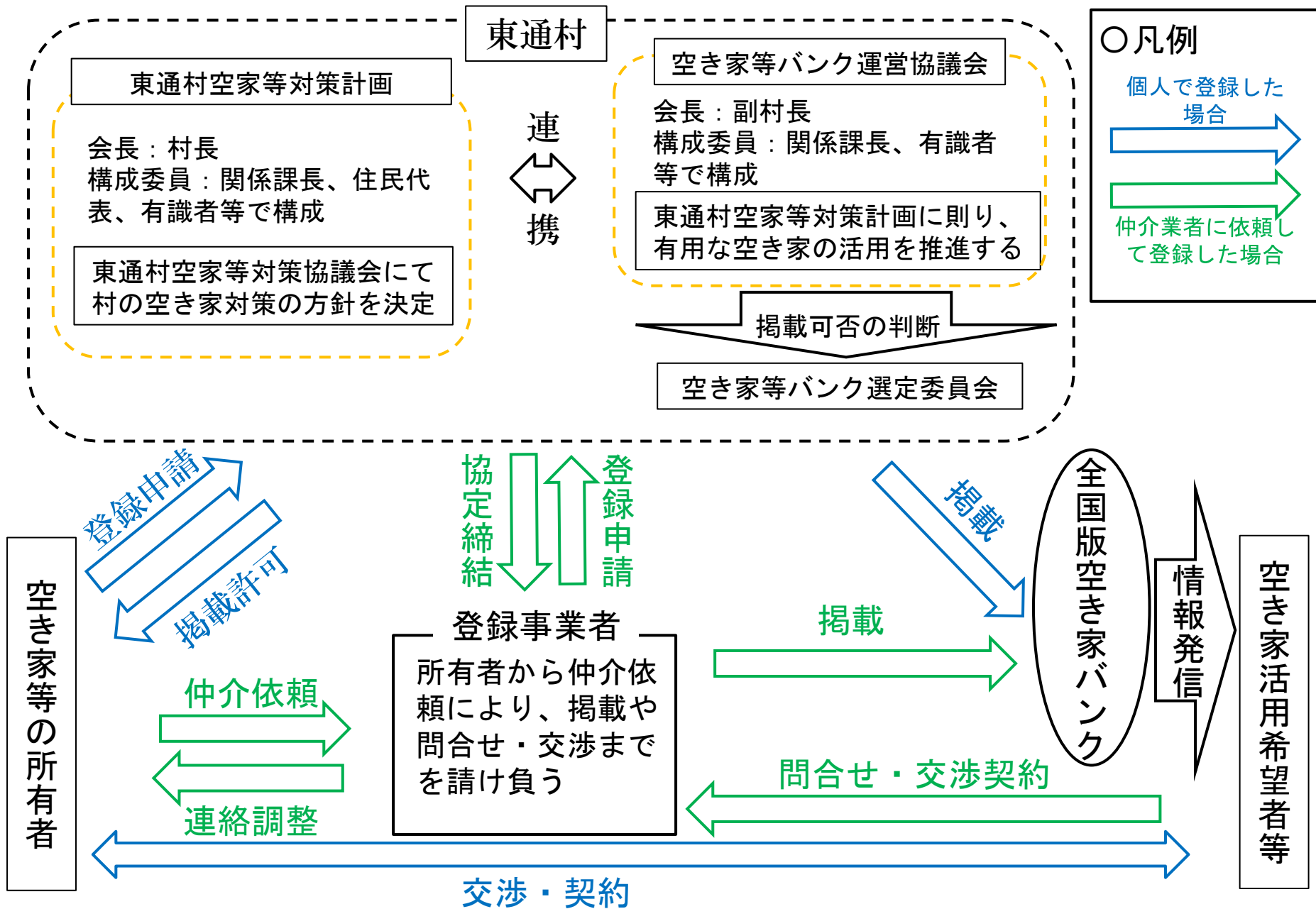
- ・総務課において、村内でも空家が増加し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家も報告されていることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的として「東通村空家等対策計画」を今年度中に策定する。
- ・空家の利活用促進のため、東通村空き家バンク制度に係る運用方法、組織体制、実施要綱等を検討・作成しているところである。（制度概略図案は別紙参照）
- ・制度の運用方針を定める「空き家等バンク運営協議会」及び、空き家等の判断を行う「空き家等バンク選定委員会」を来年度に設置し、制度運用を開始する。

3. 成果・効果

- ・庁内の関係課による共有会議を実施し、それぞれの課による取組状況や常日頃から住民より寄せられている情報の共有化を行った結果、制度の内容について担当課だけでは想定し得なかった懸念事項やその対応方法等について協議したことにより、認識の共有化が図られ庁内横断的な実施体制の整備に至った。

4. 課題・問題点

- ・現在は空き家・空き地の利用希望者を探すという単一の目標のみで事業化をする予定としているが、今後は「空き家×就農」といった掛け算的な取組を検討していきたい。農地付き物件等を活用し、就農者の募集とも絡めていくためには、こういった場所へ募集等を行うのが効率的か。
- ・「空き家×就農」といったものの他、先進事例等を参考にしたい。



2. 廃校舎利活用事業 (No31)

1. 目的・目標

- ・利活用可能な廃校舎を、企業や各種団体等に有効活用して頂き、新たな雇用を創出し、地域や村の活性化に結び付ける。

2. 取組状況

- ・平成29年度、旧北部中学校と旧老部児童館の利活用事業者を公募。
- ・平成30年度、新たに、旧小田野沢保育所の利活用事業者を公募。
- ・地元起業者と旧老部児童館の貸借契約を締結し、学習塾が運営される。

3. 成果・効果

- ・地元起業者により旧老部児童館で学習塾の運営が開始し、小中高生が通うことにより、地域の活性化につながっている。

4. 課題・問題点

- ・旧北部中学校の利活用事業者を公募中であるが、村として農業振興関連施設として利活用できないか検討しているところでもあり、利活用の方法と人材、運用体制が大きな課題となっている。
- ・旧尻屋小学校の公募は行わず、村として水産振興関連施設として利活用できないか検討しているところであるが、利活用の方法と人材、運用体制が大きな課題となっている。
- ・その他、公募している（今後公募する）廃校舎を利活用するための、地元起業者の創出又は企業誘致の方法が課題となっている。



旧老部児童館「学習塾」



旧北部中学校



旧小田野沢保育所



旧尻屋小学校